

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分及び就労自立給付金決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 3 年 1 1 月 2 日付けで行った保護廃止決定処分（以下「本件廃止処分」という。）及び同月 2 2 日付けで行った就労自立給付金決定処分（以下「本件給付処分」といい、本件廃止処分と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件各処分の違法性・不当性を主張しているものと解される。

給付金の支給額が少なく、計算方法が間違っている。もっと多額の支給額に修正しないと不公平。計算方法に誤りがなくても、制度に不公平な欠陥がある。具体的には、「保護を要しなくなった日」や「給付算定期間」に欠陥がある。

処分庁は、生活保護廃止について 3 か月様子を見た旨主張するが、単に就労先の試用期間が 3 か月もしくは 6 か月だけということだけである。真に保護が必要とされなくなった日を見定めるというのであれば、常識的に最低 6 か月は様子を見るべきであり、その間受給者とコミュニケーションを取り、安定しそうなら保護を廃止すべきであり、安定することが判断できた月を保護廃止月と認定しなくてはならないが、処分庁からは一度

も仕事が安定しそうかななどの連絡はなかった。

就労自立給付金は、保護脱却のインセンティブとして設計された制度のはずなのに、就職活動を続け正社員で就労し、ひと月で保護費を上回る収入を得た人と比べ、6か月前からパートやアルバイトで就労した後、保護費を上回る収入を得て保護を脱却した人の方が高い給付金を得られるのでは不公平不平等である。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年6月14日	諮問
令和5年7月19日	審議（第80回第3部会）
令和5年8月22日	審議（第81回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

(2) 収入申告義務

法 6 1 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(3) 収入認定

ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8・2 は、収入の認定は月額によることとしている。

イ 勤労に伴う収入

次官通知第 8・3 は、農業以外の事業により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定することとし（同・(1)・ウ・(ア)）、その収入を得るための必要経費として、基礎控除（同・(4)）。以下「基礎控除」という。）と、店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定することとしている（同・(1)・ウ・(イ)）。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「社会局長通知」という。）第 8・3・(1)・アは、基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額に対応する次官通知別表の収入金額別区分に基づき認定することとし、同・イは基礎控除の収入金額別区分は、農業以外の事業収入については、事業必要経費を控除した後の収入額によることとしている。

(4) 保護の停止又は廃止

ア 停止又は廃止の決定と通知

法 2 6 条は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、被保護者に通知しなければならないと規定している。

イ 保護の要否の決定

次官通知第 1 0 は、保護の要否は、原則として、当該世

帯につき認定した最低生活費と、認定した収入との対比によって決定することとしている。

ウ 保護を廃止すべき場合

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）は、第10・問12・答において、当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じない限り保護を再開する必要がないと認められるときは、法26条の規定に基づき保護を廃止すべきであるとし、保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とするとしている。

課長通知第10・問6・答は、保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用うべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、保護開始時と異なり、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額（勤労に伴う必要経費のうち基礎控除については、社会局長通知第10の2の(1)に定める別表2に定める額（要否判定控除））との対比によって判定するものであることとしている。

(5) 就労自立給付金について

ア 支給

法55条の4は、被保護者の自立の助長を図るため、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなったと認められたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給するとしている。

それを受けて生活保護法施行規則18条の4は、被保護者の氏名及び住所又は居所などの事項を記載した申請書を提出しなければならないと規定し、同18条の5は、就労自立給付金は、厚生労働大臣が定める算定方法により算定した金額を、世帯を単位として保護の廃止の決定の際に支給するものとするとしている。

イ 支給要件

「生活保護法による就労自立給付金の支給について」（平成26年4月25日付社援発0425第3号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「援護局長通知」という。）4は、被保護者であって、世帯員が安定した職業（おおむね6月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものをいう。）に就いたこと等の事由に該当することにより、保護を必要としなくなったと給付金の支給機関が認めた場合に、当該被保護者の申請に基づき、後記エにより算定した給付金を、世帯を単位として一括して支給するとしている。

ウ 算定対象期間

援護局長通知7・(1)は、保護を必要としなくなったと認められた日が属する月（保護を必要としなくなったと認められた日が月の初日である場合、その前月）から起算して前6月を算定対象期間とすることとしている。

エ 算定方法

援護局長通知7は、就労自立給付金の支給額は、上記ウの算定対象期間における各月の就労収入額（給付金の支給対象世帯の世帯員について、保護の実施機関が、次官通知第8によって収入として認定した就労による収入額）に対し、10%を乗じて算定した額（1円未満切り捨て。）に単身世帯は2万円を加えた額と、上限額10万円とのいずれか低い額とすることとしている。

オ 支給決定

援護局長通知6は、支給機関は、申請書により支給の申請があったときは、支給要件に該当するかどうかを判断した上で、支給の金額及び方法を決定し、書面をもって通知することとしている。

(6) 各通知の位置付け

次官通知、社会局長通知、援護局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に

よる法の処理基準である。

2 本件各処分についての検討

(1) 本件廃止処分について

処分庁は、令和3年8月30日に請求人から送付された8月分収入申告書類に基づき、同年9月分の要否判定を行った結果、保護「否」となることを確認したが、請求人が試用期間にあることから、まず、一時的な収入の増加を理由とする本件停止処分を行い、保護「否」が継続する場合には保護を廃止することとし、同年9月3日、本件停止処分を行ったことが認められる。その後、処分庁は、9月分収入申告書類及び10月分収入申告書類に基づき、同年10月分及び同年11月分の要否判定を行った結果、いずれも保護「否」であり、保護「否」の状況が継続していることが確認でき、今後も安定した稼働収入を得られる見込みが高いことから、同年11月2日、同年9月1日を廃止日として本件廃止処分を行ったことが認められる。

当該世帯における定期収入の恒常的な増加により、以後特別な事由が生じない限り保護を再開する必要がないと認められるときは保護を廃止すべきとされているところ（上記1・(4)・ウ）、請求人は正社員として雇用された後、本件契約書上、試用期間とされている3か月を経過した後も就労を継続し定期収入を得ていることが認められ、また、保護を再開すべき特別な事由もうかがえない。

そうすると、請求人については、「定期収入の恒常的な増加」により、「以後特別な事由が生じない限り保護を再開する必要がない」と認められ、保護を廃止すべき場合に該当するものと認められる。

また、保護の廃止は保護を要しなくなった日から行うこととされているところ（上記1・(4)・ウ）、上記のとおり、令和3年9月分の要否判定により、請求人に対する保護「否」が確認され、同月1日から請求人に対する保護を要しなくなったことが認められる。

以上のことから、本件廃止処分は上記1の法令等の定めに

則ってなされたものということができ、違法又は不当な点を認めることはできない。

(2) 本件給付処分について

上記(1)のとおり、請求人に対する保護を必要としなくなった日は令和3年9月1日であるから、請求人に対する就労自立給付金の算定対象期間は同年3月から同年8月までの6か月間となる(上記1・(5)・ウ)。

そして、同年3月から同年6月までの収入認定額は0円であり、同年7月及び同年8月の収入認定額についても、同年9月1日付けで稼働収入の変更がされるまで、同年6月分から稼働収入の変更がされていないことから、収入認定額は同年6月分と同様いずれも0円であると認められる。そうすると、請求人に対する就労自立給付金の給付額は、算定対象期間における各月の就労収入額が0円であるから、これに10%を乗じて得られる額は0円であり、請求人世帯は単身世帯であるから、これに2万円を加えた額である2万円と上限額である10万円とのいずれか低い額として2万円となる(上記1・(3)・エ)。

ところが、処分庁は、請求人の同年8月の就労収入額について、要否判定上算出した189,212円とした上で、給付額を38,921円と算定している。上記のとおり、請求人に対する給付額は、算定対象期間である同年3月から同年8月までの6か月間の収入認定額が0円であったと認められる以上、2万円と算定すべきであったから、本件給付処分については、処分庁による給付額の算定に誤りがあったというほかはない。

もっとも、給付額を38,921円とする本件給付処分は、請求人にとって有利な取扱いであるということが出来る。審査庁は、審査請求人の不利益に処分を変更することはできないとされているから(行政不服審査法48条)、上記の誤りを理由として、本件給付処分を取り消すことはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、制度に不公平な欠陥がある旨

主張する。

しかし、行政機関である処分庁は、現行の法令等を所与のものとした上で、これに則って処分を行い、また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令等を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことをその職分とするものであるから、法令の規定ないし法令に基づく制度自体が違法又は不当であることを理由として、処分を取り消すことはできない。

以上のことから、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

上記2・(2)で述べた給付額の違算を除き、本件各処分のいずれも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一